

くらしの安全安心情報

発行/佐賀県 くらしの安全安心課・佐賀県 消費生活センター (TEL:0952-25-7059 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階)

点検業者の訪問による
トラブルが増えています！

! それは本当に点検ですか？

困ったときの相談窓口

佐賀県 消費生活センター

TEL:0952(24)0999

✉:shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

土日祝日(年末年始を除く)も受付

【受付時間】9:00~17:00 相談無料

※16:30までにご相談ください。

または

◆消費者ホットライン 局番なし「188」
お近くの相談窓口につながりますひとりで悩まずまずは相談！
『泣き寝入りは超いやや
(188)』で覚えてね！

だまされないちゃん

市町相談窓口一覧 (令和6年4月1日現在)

※相談時間は、相談窓口により異なります。

相談窓口	電話番号	相談日
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月~金
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月~金
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月~金
多久市 商工観光課	0952(75)2117	月・水・木
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月~金
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月~金
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金
嬉野市 観光商工課		火
(塩田庁舎)	0954(42)3310	
(嬉野庁舎)		木

相談窓口	電話番号	相談日
神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木
基山町 住民課	0942(85)8171	金
上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
みやき町 産業支援課	0942(96)5545	月・水
玄海町 住民課	0955(52)2157	金(4回/月)
有田町 住民環境課	0955(46)2114	火・木
大町町 企画政策課	0952(82)3112	水(2回/月)
江北町 地域振興課	0952(86)5615	火(3回/月)
白石町 商工観光課	0952(84)7123	木(4回/月)
太良町 企画商工課	0954(67)0312	水

国民生活センターや消費生活センターに 「給湯器」「給排水施設」の “無料点検”トラブルの相談が急増!!

高齢者を狙って、電話や訪問にて
「無料点検に伺います！」と言い…

点検無料



点検時に不安をあおる
急いで契約させる

- 「お風呂に入れなくなる」
- 「配管の交換が必要」
- 「排水管の高圧洗浄が必要」
- 「パイプが錆びている」
- 「排水管が詰まっている」
- 「給湯器の価格が値上がりする」



お風呂に入れない…
このままでは壊れる…
もっと高額になる…

【みなさまへのアドバイス】

💡突然訪問してくる事業者には、
一人では対応しない！
安易に点検させない！
その場で契約しない！
(メーカーや設置業者に確認)

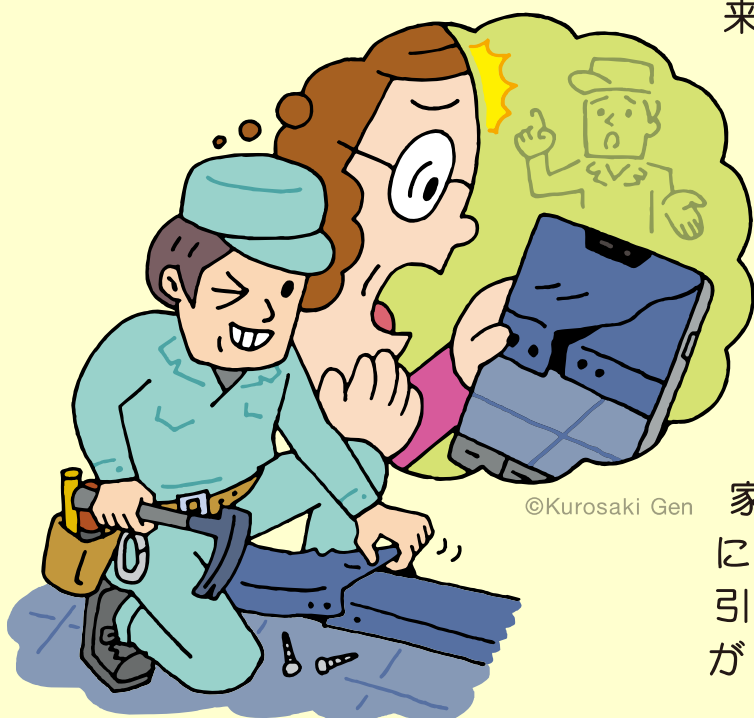
💡クーリング・オフや
契約の取り消しが
できる場合があります！

早めにお近くの消費生活窓口にご相談ください。



点検中に 屋根を壊された？ 点検商法に注意

近所で工事しているという事業者が
来訪し「お宅の**屋根**が
めくれているのが見えた。
屋根に登って**点検**する」
と言うので依頼した。
点検後、**屋根が浮いて
いる写真**を見せられ、
そのままにしておけない
と思い、約30万円の
修理を契約した。その後、
家族の勧めでハウスメーカー
に**確認**してもらおうと「釘を
引き抜いたような**新しい傷**
がある」と言われた。
(60歳代 女性)



ひとこと助言

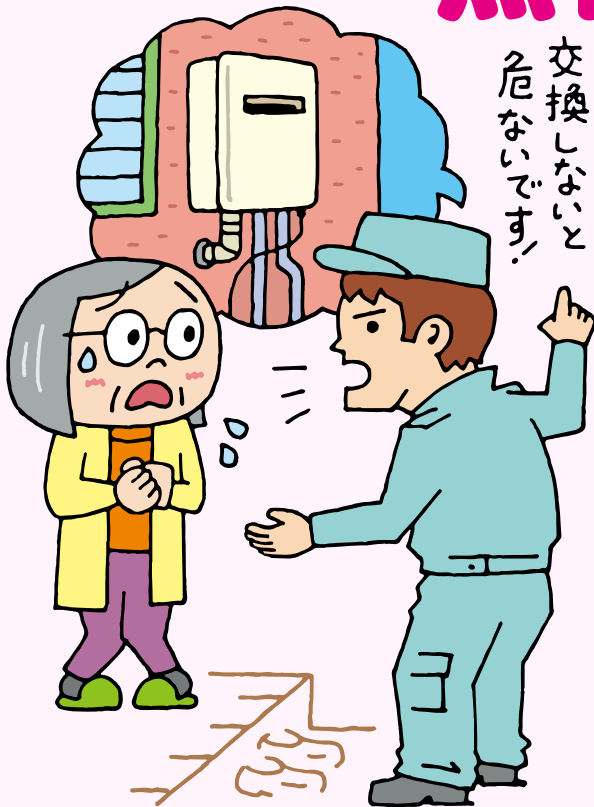
慎重にね



見守るくん

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

不安をあおって 契約させる 給湯器の 点検商法に注意



©Kurosaki Gen

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「**すぐに交換しなければ危ない**」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら**大変**だと思い、**承諾**してしまった。費用は約50万円だという。**高額**だし**不審**なのでこの契約をやめたい。

(70歳代)

ひとこと助言

その場ですぐに
契約しないで



見守るくん

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。